

令和5年度 トルクレンチ導入促進助成事業実施要領

令和5年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和5年度 50万円（※全ト協助成を優先的に利用）

2. 助成対象機器等

トラックのホイールナットを締め付けるのに使用するトルクレンチ（自立型トルクレンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）

3. 助成額

助成額は、以下のとおりとする。

購入価格の1/2 上限30,000円/1台

※助成額を計算する上での購入価格は消費税を除くこと

4. 助成台数

助成台数は、1事業所1台とする。

5. 実施期間等

申請受付期間は、令和5年4月1日～令和6年3月4日までとする。

期間中に購入、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

6. 交付要綱

「トルクレンチ導入促進助成金交付要綱」のとおり

7. その他

車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを導入した場合は、全ト協助成の対象となるため全ト協助成を優先的に利用する。全ト協、県ト協の両方から助成を受けることはできない。

トルクレンチ導入促進助成金交付要綱

令和5年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

（目 的）

第1条 一般社団法人徳島県トラック協会（以下「協会」という。）は、トラックの車輪脱落事故防止のため、適切なホイールナットの締め付けが重要であることから、トラックのホイールナットを締め付けるのに使用するトルクレンチの導入に対して助成金を交付する。

（対象機器）

第2条 トラックのホイールナットを締め付けるのに使用するトルクレンチ（自立型トルクレンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）。中古品を除く。

（助成対象）

第3条 新たに第2条の対象機器を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）の導入費用に対して助成を行う。

（助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成台数）

第5条 1事業者に対する助成台数は、毎年実施要領で定めることとする。

（助成金の請求）

第6条 事業者は、毎年実施要領で定める申請受付期間中に、様式1の「トルクレンチ導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに協会に対して助成金を請求しなければならない。

但し、請求は受付順とし、予算額に達した時点で終了するものとする。

（助成金交付）

第7条 協会は、前条の「トルクレンチ導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

（財産の処分制限）

第8条 事業者は、交付対象となった機器が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）

に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。